

## 新宿区個人情報保護条例・新旧対照表(案)

改正案	現行(公布済・未施行部分を含む。)
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (省略) (定義)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</p> <p>4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p>5 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>6 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>10~15 (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (省略) (定義)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</p> <p>4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p>5 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>6 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>7 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>8 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</p> <p>9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>10~15 (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い</p>

第4条及び第5条 (省略)

(収集禁止事項)

第6条 実施機関は、法令等に定めがあるときその他正当な行政執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関が認めた事項

第7条～第11条 (省略)

(外部提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に基づき保有個人情報を提供したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

第13条～第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第18条～第20条 (省略)

(訂正請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

第23条～第26条 (省略)

第4条及び第5条 (省略)

(収集禁止事項)

第6条 実施機関は、法令等に定めがあるときその他正当な行政執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関が認めた事項

第7条～第11条 (省略)

(外部提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第4号までの規定に基づき保有個人情報を提供したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

5 実施機関は、第2項第3号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

第13条～第17条 (省略)

第3章 開示、訂正、利用停止等

第18条～第20条 (省略)

(訂正請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第22条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(開示請求等に対する決定及び措置)

第27条 (省略)

2 (省略)

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき(前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)も同様とする。

4 (省略)

第28条～第29条 (省略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第31条及び第32条 (省略)

第3章の2 特定個人情報に関する特則

(適正収集の原則)

第32条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(利用目的明示の原則)

第32条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を収集するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により特定個人情報を収集するときについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の」とあるのは、「第32条の3第1項の」と読み替えるものとする。

(安全確保の措置)

第32条の4 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第32条の5 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下

(開示請求等に対する決定及び措置)

第27条 (省略)

2 (省略)

3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき(前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)も同様とする。

4 (省略)

第28条～第29条 (省略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第31条及び第32条 (省略)

第3章の2 特定個人情報に関する特則

(適正収集の原則)

第32条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(利用目的明示の原則)

第32条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を収集するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により特定個人情報を収集するときについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の」とあるのは、「第32条の3第1項の」と読み替えるものとする。

(安全確保の措置)

第32条の4 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第32条の5 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下

この条及び第32条の7において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第3項から第5項までの規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。  
(外部提供の制限)

第32条の6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

2 第12条第3項の規定は、番号法第19条各号のいずれかに該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったとき又は本人に提供したときを除く。)について準用する。

3 第12条第4項及び第5項の規定は、番号法第19条第14号に該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(利用停止請求権)

第32条の7 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条、第32条の2若しくは第32条の3第1項の規定に違反して収集され、若しくは第32条の4第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第32条の5第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第32条の8 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき情報提供等記録の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条～第38条 (省略)

第5章 雑則

第39条～第42条 (省略)

第6章 罰則

第43条～第47条 (省略)

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

この条及び第32条の7において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第11条第3項から第5項までの規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。  
(外部提供の制限)

第32条の6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

2 第12条第3項の規定は、番号法第19条各号のいずれかに該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったとき又は本人に提供したときを除く。)について準用する。

3 第12条第4項及び第5項の規定は、番号法第19条第13号に該当して保有特定個人情報を提供したとき(本人の同意があったときを除く。)について準用する。

(利用停止請求権)

第32条の7 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条、第32条の2若しくは第32条の3第1項の規定に違反して収集され、若しくは第32条の4第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき、第32条の5第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第32条の8 実施機関は、第27条第3項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき情報提供等記録の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条～第38条 (省略)

第5章 雑則

第39条～第42条 (省略)

第6章 罰則

第43条～第47条 (省略)